

## 住宅改修事前申請時の福祉住環境コーディネーター証の確認について

住宅改修に係る「住宅改修が必要な理由書」の作成者は、基本的には居宅サービス計画等を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員ですが、利用者が居宅サービス等を利用していないなどの理由により、本市では福祉住環境コーディネーター2級以上の合格者等でも理由書の作成を認めているところです。この場合は、事前申請の都度、コーディネーター証等原本の確認を各窓口にて行いますが、この確認作業について、より効率的な制度運用や省資源化のため、以下のような方法での対応も可能としています。

### 取扱い概要

- 届出制を導入し、毎回のコーディネーター証原本の確認作業を省略可能とします。省略にあたり、届出を希望する事業所は、「住宅改修理由書作成にかかる福祉住環境コーディネーター届出書」にコーディネーター証等原本を併せて市介護保険課(本庁)へ届け出る必要があります。  
※デジタルの合格証のみをお持ちの方は、合格証書と証書番号が確認できる内容詳細等の部分を紙に印刷し提出してください。  
※各支所や郵送での受付は行っておりません。
- 届出のあった事業所については、1人ずつ市にて番号を付与し、リストの控えをお渡し致します。理由書を作成する場合には、「作成者の資格の欄」に『福祉住環境コーディネーター〇級・確認番号△△-△』と必ず記載してください。(確認番号の記載がある方のみコーディネーター証原本の確認を省略します。)
- 届出のあった方が事業所を退職した場合は、随時、届出書(登録取下げ用)を提出してください。
- 令和8年度より例年の取扱いを見直し、令和7年度に既に番号を付与されている方につきましては、毎年の更新を不要とします。令和8年度以降の理由書作成の際も、令和7年度用の番号を継続してご使用ください。

以上

平成30年2月作成

平成31年3月更新

令和2年2月更新

令和5年2月更新

令和8年2月更新

問合せ先

〒892-8677 鹿児島市山下町11-1

(直通) 099-216-1280

鹿児島市役所 介護保険課 給付係